

Q39. 委任状による代理制限の規程について教えてください。

中小企業等協同組合における総会の場合の委任状は、出席者 1 人につき 2 人迄の委任を受けることができるとし、それ以上の委任を受けることができないという規定ができますか。

また 2 人迄しか代理出来ないとすれば他の委任状を如何に処理すべきですか。

なお、理事長又は議長は、他の理事又は他の組合員に委任権行使を依頼することができますか。

【Answer】

中小企業協同組合法第 11 条第 5 項で定められているように代理人が代理し得る組合員の数は 4 人までとなっているが、同条第 2 項では、「定款の定めるところにより」代理人に議決権又は選挙権を行使させるべき旨が定められているので、右に述べた 4 人までの制限をさらに定款で縮小することができるものと解されます。したがって、貴組合の定款で代理人が代理し得る組合員の数を 2 人までとする旨を規定すれば、これに従わなければなりません。

また上記に述べた数を超える部分の委任状は無効となります。